

軍用地返還跡地利用の日独比較研究

—国際比較の事例としての沖縄—

大阪経済大学 難波孝志

1 目的

日独両国は、戦後自国内に広大な他国の軍事基地が建設されてきた。日本、特に沖縄では平成10年以降米軍基地の存在に対する補償型振興計画導入によって開発過剰の状態が蔓延している。加えて平成24年の沖縄振興特別措置法の改正および跡地利用特措法によって、補償型の基地跡地利用が開始された。広大な普天間基地の返還を控えて、これら補償型公共事業は地域社会をさらに過剰な開発へと導くのではないか。これが本研究の出発点である。

他方、世界で最多かつ最大の他国軍（アメリカ軍、イギリス軍、フランス軍、ベルギー軍、オランダ軍、カナダ軍、そしてソヴィエト軍など）軍事基地が建設されたドイツにおいても、東西冷戦後は跡地利用が進行中で、ドイツはその先進国と言うこともできる。さらに、日本における近代都市計画制度は、ドイツからの制度輸入によって形づくられてきたという歴史も持つ。そこで本研究は、軍用地返還跡地利用の合意形成過程に着目し、個別事例としての沖縄とドイツの事例との比較の中でその公共性について検討し、最終的にわが国の今後の公共事業政策に資することを目的としている。

2 方法

これまで研究成果を蓄積してきた沖縄の軍用地跡地利用事例を参照した上で、比較検討するための調査の指標を抽出した。その指標をもとに、ドイツにおいて調査地点を選定し、重点地区（旧イギリス軍基地跡地および旧アメリカ軍基地跡地）における再開発事例の聴き取り調査を実施した。

比較都市社会学の立場で軍用地跡地利用を考えた場合、比較対象に対する把握レベルとして3レベルを設定することができる。すなわち、普遍レベル（共通性）、特殊レベル（類的特性）、個別レベル（事例特性）の3レベルである（神谷1997）。今回、沖縄とドイツの軍用地跡地利用事例を比較検討するが、沖縄はあくまで普遍レベルでの国際比較を行う上での個別事例としての位置づけである。

3 結果

調査研究の結果、日独比較という枠組みの中で、①日独の法的・制度的な問題、②基地に対する意識の問題、③土地に対する意識と国と市町村の権限の問題、の3点の知見を得た。

4 結論

軍用地返還跡地利用においては、制度的な地方分権と、実質的な国庫補助金による自治体の政策誘導という問題が、沖縄において顕著に露呈する。もとより、沖縄振興そのものが国庫補助金に裏打ちされている上に、沖縄においては、軍用地跡地利用が特別措置法によって例外的に進められてきた。それは、地方分権の形骸化を招くことになりかねない。

文献

Bundesministerium für Verkehr, Bau und Stadtentwicklung, 2013, Praxisratgeber Militärkonversion.

神谷国弘、1997、「老朽密集市街地の再開発をめぐる日独比較」中野三郎監修『人間と地域社会』学文社。